

〔日本保険学会関東部会報告〕

自動車保険契約における免責条項と道路交通法違反
—とくに酒気帯び運転免責条項および
麻薬等運転免責条項の解釈について

2017年9月22日

熊本大学法学部
遠山 聡
(九州部会)

1. 問題の所在

違法な運転による重大事故

飲酒運転、麻薬等の依存性薬物を使用した状態での運転、てんかんなどの疾病により重大な事故を招くおそれが高い状態での運転等

道路交通法の改正、自動車運転死傷処罰法の制定などの規制の厳格化、厳罰化



自動車保険の車両保険や各種傷害保険における違法な運転を対象とする免責条項（違法運転免責条項）

無免許運転免責条項

酒気帯び運転免責条項

麻薬等運転免責条項

〔本報告の問題意識〕

・道路交通法の違反という違法状態に着目した免責条項である以上、道路交通法の違反状態との整合性を考慮すべきであるか、あるとすればその程度は？

・道路交通法違反という違法性を根拠として列挙される免責条項である以上、それらの免責事由の均衡や平仄が考慮される必要があるのではないか



免責条項の趣旨の中心にある「非難可能性」につき、その意義を再度確認しておく必要がある。

〔具体的な検討課題〕

- 無免許運転免責条項について
無免許運転ではあるが、非難可能性が小さいケースはあるか、あるとすればそれも一律に免責とすることは妥当か
- 酒気帯び運転免責条項について
酒気帯び運転ではあるが、非難可能性が小さいケースはあるか、あるとすればそれも一律に免責とすることは妥当か
(政令基準値未満の酒気帯び運転など道交法上の罰則を受けないケースでも免責を認めるべきか)
- 麻薬等運転免責条項について
薬物等の使用により、正常な運転ができないおそれのある運転ではあるが、それを一律に免責とすることは妥当か
(列挙されていない薬物を使用して事故を起こしたケースでも免責を認めるべきか(シンナー「等」の解釈))

2. 道路交通法違反の運転形態と自動車保険契約中の免責条項

(1) 自動車保険契約における違法運転免責条項の意義

〔違法運転免責条項の例〕

当会社は、以下のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

○被保険者が運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合に生じた損害
(無免許運転免責条項)

○被保険者が、道路交通法65条1項違反またはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している場合に生じた損害
(酒気帯び運転免責条項)

○被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合に生じた損害
(麻薬等運転免責条項)

(2) 無免許運転免責条項

道路交通法の規定との対比

○被保険者が運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合に生じた損害
(無免許運転免責条項)

道交法64条1項

何人も、第84条第1項の規定による公安委員会の運転免許を受けないで……、自動車又は原動機付自転車を運転してはならない。

道交法117条2の2(罰則②)

次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 法令の規定による運転の免許を受けている者……でなければ運転し、又は操縦することができないこととされている車両等を当該免許を受けないで(法令の規定により当該免許の効力が停止されている場合を含む。)又は国際運転免許証等を所持しないで……運転した者

「無免許運転」該当性が問題となりそうなケース (非難可能性の観点からの問題提起)

- 公安委員会の運転免許を所持しないケース(純無免)

⇒ 仮免許中の条件を満たさない運転は？

⇒ 自動車運転試験には合格したが、免許証が未交付の状態では？

- 違反により免許取消処分を受けた状態での運転(取消無免)

- 運転資格のない車種等の運転(免許外運転)

⇒ 免許条件違反については？(オートマ限定、眼鏡着用など)

- 免許停止処分を受けた状態での運転(停止無免)

- 運転免許の更新期限を徒過したために失効中での運転(失効無免)

⇒ いわゆる「うっかり失効」については？

<無免許運転免責条項に関する下級審裁判例>

1-①千葉地判昭和63年10月31日判時1300号140頁(経過日数は不明)

1-②東京地判平成7年2月23日判時1559号86頁(期限18日経過後の事故)

一般論として、いずれも制限的解釈の余地を認める。

(必ずしも、道交法の解釈と同一でなくてもよいとする立場)

「道交法上の解釈と同一に解釈することにより、不合理な結果を生ずる場合、すなわち、責任保険制度の趣旨に著しく反し社会的にみても到底許容し難い不当な結果を招来するといった特段の事情が存する場合」

(①千葉地判昭和63年)

「かかる解釈(道交法上の解釈と同一の解釈)をすることにより保険加入者の意思に反して保険契約者、被保険者、保険金を受取るべき者に著しい不利益を与え、不合理な結果を招くような特段の事情が認められる場合」

(②東京地判平成7年)

※ただし、いずれも「特段の事情」を否定して、結論としては、保険者の免責を認める。

(3) 酒気帯び運転免責条項

道路交通法の規定との比較

○被保険者が、道路交通法65条1項違反またはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している場合に生じた損害
(酒気帯び運転免責条項)

道交法65条1項

何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。

道交法117条の2(罰則①)

次の各号のいずれかに該当する者は、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 一 第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項の規定に違反して車両等を運転した者で、その運転をした場合において酒に酔った状態(アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態)をいう。以下同じ。)にあつたもの

酒酔い運転

道交法117条の2の2(罰則②)

次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 三 第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項の規定に違反して車両等(軽車両を除く。次号において同じ。)を運転した者で、その運転をした場合において身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあつたもの

政令数値以上酒気帯び運転

※血中濃度0.3mg/mlまたは呼気中濃度0.15mg/l (道交法施行令44条の3)

〔図表1〕

AおよびC=酒酔い運転 ⇒ 罰則①(道交法117条の2第1号)

B=政令数値以上酒気帯び運転 ⇒ 罰則②(同117条の2の2第3号)

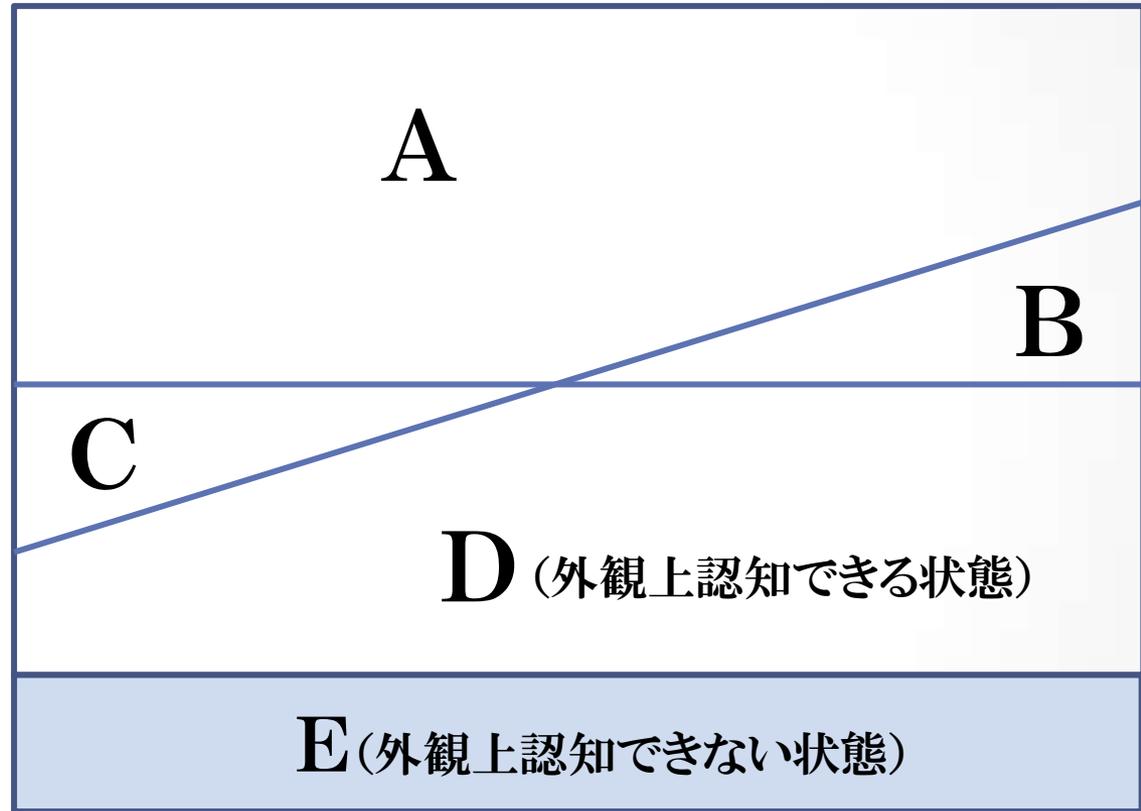
D=政令数値未満酒気帯び運転 ⇒ 罰則なし

E=酒気帯び運転非該当(道交法65条違反ではない)

アルコール保有量(BAC)

呼気1リットル中
0.15mg(政令数値)

酒酔い→



道路交通執務研究会編著・野下文生原著『執務資料道路交通法解説
(16-2訂版)』688頁(東京法令出版、2015年)を元に報告者改変

＜酒気帯び運転免責条項に関する下級審裁判例＞

- 2-①和歌山地判平成20年3月19日判例集未登載 <血中0.6mg/ml→免責>
(控訴審:大阪高判平成20年8月29日判例集未登載)
- 2-②大阪地判平成21年5月18日判時2085号152頁 <呼気0.1mg/l→免責>
- 2-③東京地判平成23年3月16日金・商1377号49頁 <呼気0.05mg/l→免責>
- 2-④岡山地判平成24年5月31日自保ジャーナル1877号164頁 <不明→免責>
- 2-⑤名古屋高判平成26年1月23日金・商1442号10頁
(原審:名古屋地判平成25年7月26日同22頁) <血中0.2mg/ml→免責→有責>
- 2-⑥東京地判平成26年11月11日判例集未登載 <不明→免責>
- 2-⑦名古屋地判平成27年3月25日判時2261号186頁 <呼気0.1mg/l→免責>
- 2-⑧東京地判平成27年9月3日判例集未登載 <不明→有責>
- 2-⑨大阪地判平成27年10月23日判時2303号101頁 <呼気0.1mg/l→免責>
- 2-⑩大阪地判平成28年3月1日交通民集49巻2号312頁 <血中0.17mg/ml→免責>
- 2-⑪名古屋地判平成28年3月15日判例集未登載 <不明→免責>
- 2-⑫東京地判平成28年3月15日判例集未登載 <不明(飲酒量は2合程度)→免責>
- 2-⑬東京地判平成28年10月31日判例集未登載 <血中0.138mg/ml→免責>

〔第一説〕約款文言通り、道交法65条1項に定める酒気帯び運転はすべて免責であるとする考え方

(裁判例①③④⑤⑦⑧⑨⑪⑬、学説の多数)

A～Dのいずれについても免責の効果が及ぶことになる。飲酒運転の撲滅に対する社会的要請や、飲酒運転に対する道交法の改正等、厳罰化の動きなども、第一説の解釈を正当化する。

〔第二説〕道交法の罰則適用の基準とリンクさせることによって制限的解釈すべしとする考え方

a) 「アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転」という要件を満たすものを免責とする

理論上は、AおよびCが免責(Bは有責) (裁判例②⑤(原)⑩)

b) 政令数値以上の酒気帯び運転に限って免責とする(学説)

理論上は、AおよびBが免責となる(Cは有責)

制限的解釈はすべきでないのか(その余地はないのか)

〔検討事項〕

- 免責約款(酒酔い運転から酒気帯び運転へ)の改訂とその趣旨
⇒ 検出されるアルコール保有量にかかわらず免責とすることの妥当性
(とくに非難可能性の観点からの他の免責条項との比較)
- 「これに相当する状態」の意義
⇒ 道交法66条(「前条第1項に規定する場合のほか」)に対応したものとする解釈の妥当性
- 「道路交通法65条1項違反」に対する契約者の合理的な意思
⇒ 他の免責約款(生命保険約款の「法令に定める酒気帯び運転」)の解釈との比較
- 制限的解釈とモラルリスク(飲酒運転の助長)
⇒ 道交法違反の処理との対比

(4) 麻薬等運転免責条項

道路交通法の規定との比較

○被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車^を運転している場合に生じた損害 (麻薬等運転免責条項)

道交法66条

何人も、前条第一項に規定する場合のほか、過労、病気、薬物の影響その他の理由により、正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転してはならない。

道交法117条の2(罰則①)

次の各号のいずれかに該当する者は、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

三 第66条(過労運転等の禁止)の規定に違反した者(麻薬、大麻、あへん、覚せい剤又は毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定める物の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転した者に限る。)

麻薬等運転

道交法117条の2の2(罰則②)

次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

七 第66条(過労運転等の禁止)の規定に違反した者(前条第3号の規定に該当する者を除く。)

過労運転等

〔図表2〕

A = 麻薬等運転 ⇒ 罰則①(道交法117条の2第3号)
B = 過労運転等 ⇒ 罰則②(同117条の2の2第7号)

A(麻薬等運転)

麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等(毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定める物)の影響

B(過労運転等)

過労、病気、その他の理由(正常な運転ができないおそれに影響する原因のすべて)

→薬物についてはAに含まれるもの以外
(危険ドラッグ、向精神薬等)

(報告者作成)

＜麻薬等運転免責条項に関する下級審裁判例＞

- 3-①名古屋地判平成16年1月30日交通民集37巻1号149頁
- 3-②静岡地沼津支判平成21年11月30日判時2074号151頁
- 3-③大阪地判平成22年3月25日交通民集43巻2号450頁
- 3-④岐阜地判平成25年2月15日判時2181号152頁

〔第一説〕免責条項に記載される薬物を限定列挙ととらえる考え方

(裁判例①③)

「シンナー等」はあくまで道交法117条の2第3号により処罰の対象となる薬物を列挙したものであって、同法の処罰の対象にならない薬物は含まれない(Aのみ免責)。

〔第二説〕免責条項に記載される薬物を例示列挙ととらえる考え方

(裁判例④)

「シンナー等」には道交法117条の2第3号による処罰の対象となる薬物に限られず、「正常な運転のできないおそれのある」薬物一般を包含する(Aのみならず、Bに含まれる薬物も免責の対象となりうる)。

「大麻、麻薬…シンナー等」は限定列挙か、例示列挙か

〔検討事項〕

- 麻薬等運転免責条項が状態免責であること(損害発生との因果関係不要)
⇒「等」を例示列挙と解すると、免責の範囲が広範にすぎるおそれ
- 危険ドラッグを使用した状態での運転は免責されるべきではないか
⇔免責主張が無制限になされてしまう懸念

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項にさだめる指定薬物」を追加する約款としない約款

道交法上、服用(所持も禁止されるものも)自体禁止される趣旨
⇒依存性⇒高度の危険の常態化
- 運転等が禁止されるべき医薬品の服用状況と医師の指導、注意の現状
⇒医薬品が自動車運転にどのような影響を与えるかは、その医薬品の種類や性質、患者の属性等によって少なからず異なる面がある。

3. むすびに代えて

〔当初の問題意識に対する一応の結論〕

違法運転免責条項と道交法違反(処罰対象)との射程の比較

⇒状態免責であることから、射程の相当性への疑問

⇒「実質的判断」を持ち込むことによる免責主張の制限

適用基準の外延部分(グレーゾーン)について実質的判断を持ち込むことを、解釈上どのように正当化させるか

具体的には、

- 無免許運転免責条項について
- 酒気帯び運転免責条項について
- 麻薬等運転免責条項について